# 東京都立羽村特別支援学校私費会計業者選定委員会設置要綱

#### 第1 目的

東京都立羽村特別支援学校私費会計の契約等に関して、厳正かつ公平に適正な業者を選定するため、東京都立羽村特別支援学校私費会計業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### 第2 所堂事項

委員会は、東京都立羽村特別支援学校私費会計の以下の契約等について、適正かつ効率的な 運営及び保護者経費負担の軽減を図るため、関係業者の適格性の判定及び選定について調査、 審議する。

- 1 修学旅行・移動教室等の取扱業務委託
- 2 卒業アルバムの作成
- 3 その他

#### 第3 組織

委員会は、次に挙げる委員長及び委員をもって組織する。

- 1 委員長は、校長とする。
- 2 委員は、副校長(当該学部担当)、経営企画室長、教務主任、学部主任、学部担当教員(当該学部に関するものに限る)。
- 3 委員長が必要と認めた場合は、臨時委員を置くことができる。

## 第4 委員長の職務及び代理

- 1 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 2 委員長に事故あるとき及び公務で不在のときは、委員長があらかじめ指名する委員がその 職務を代理する。

#### 第5 招集

委員会は必要の都度、委員長が関係委員を招集する。

### 第6 客足数

委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし緊急の場合は、委員長が認めるところにより、文書による決定をもって委員会の開催に代えることができるものとする。

#### 第7 業者の選定

委員会において業者を選定する場合は、公費に準じて適正に選定する。

### 第8 会議録等

委員会が開かれたときは、議題及び議事の大要等の事項を記載した会議録を作成しなければ

ならない。

# 第9 庶務

委員会の庶務は、担当する教職員が処理する。

附則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。